

よくある問合せ

Q 1 本公募で認定された技術は、土壌地下水汚染対策を検討している中小業者等と工事契約を必ず行うことができるのでしょうか。

A 1 公募で認定された技術は「地下水汚染の拡大の防止技術メニュー」として、東京都がホームページ等で公表します。土壌地下水汚染対策を検討される方（事業者や土地の所有者等）は、土地利用転換アドバイザー（東京都委託業者）の助言を受けながら、地下水汚染の拡大の防止技術メニューの中から具体的な対策方法を検討していくこととなります。

最終的にどの土壌地下水汚染対策業者と契約するかについては、見積結果等を踏まえて、事業者や土地の所有者等が判断することになります。認定された技術が必ず工事契約締結まで至るとは限りません。

Q 2 東京都ホームページに記載のある『公募対象技術における土地の条件（ケース①～④）』は実在するサイト・汚染状況・現場条件と考えてよろしいのでしょうか。

A 2 実際の事案を参考に想定事例として作成したものです。複数の工法でコストや工期を比較する際に、ある程度条件を揃える必要があると考えたため想定事例を作成しました。実際には土壌地下水汚染対策を検討される方によって条件は異なり、認定された地下水汚染の拡大の防止技術メニューを基に、現場条件を踏まえた具体的な対策方法を検討していくこととなります。

Q 3 東京都ホームページに記載のある『公募対象技術における土地の条件（ケース①～④）』について、あまりにも条件がシビア（汚染濃度が高すぎる、施工面積が足りないなど）で、この条件で技術の応募をすることが困難です。この場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 3 可能な限り、ケース①～④の条件内でご提案いただきたいですが、一部の条件で難しい点などがあれば、その点を明記いただいて提案いただくことも可能です。

例) ここまで高濃度の汚染は無理だが、○○mg/Lまで対応可能
汚染深度○mまでであれば対応可能
面積が○㎡以上であれば対応可能 など

Q 4 事業者や土地の所有者等と契約する汚染状況は、東京都ホームページに記載のある『公募対象技術における土地の条件（ケース①～④）』となるのでしょうか。

A 4 まずは採用した技術を「地下水汚染の拡大の防止技術メニュー」として東京都がホームページ等で公表します。その後、土壌地下水汚染対策を検討される方が、土地利用転換アドバイザーを介して地下水汚染の拡大の防止技術メニューを基に現場条

件を踏まえた具体的な対策方法を検討していくこととなります。よって例示の条件とは限りません。

Q 5 技術を有するのは●●建設（親会社）、施工が関連会社（当社の完全子会社）という形になる場合には、応募はどちらがすればよいでしょうか

A 5 今回の公募は、技術を有する事業者を公募しています。そのため、施工を専門に行う事業者ではなく技術を有する親会社で公募をいただきたいと考えています。詳細は申請前にご相談ください。

Q 6 実際の施工は当社の子会社が実施する。土壌地下水汚染対策を検討される方（事業者や土地の所有者等）と工事契約する場合の契約者は誰になりますか。

A 6 技術公募は技術を有する親会社が申請するものです。一方、実際に認定された技術を用いて施工する場合の契約の名義は、技術を有する親会社でも、実際に施工する子会社でも構いません。詳細は申請前にご相談ください。

Q 7 「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」内の別紙2に施工費用を書くことになっていますが、この金額に拘束されますか。

A 7 申請上の施工費用はあくまで目安なため、拘束力はありません。ただし、土壌地下水汚染対策を検討される方（事業者や土地の所有者等）は、地下水汚染の拡大の防止技術メニューを参照して、具体的な対策方法を検討するため、極力工種ごとに金額を明示し、金額算定上の条件を明示してください。

Q 8 「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」内の別紙2に施工期間を書くことになっていますが、この期間についてどこまで書けばよいでしょうか。

A 8 原則として、措置効果を確認できる期間まで（二年間モニタリング）とします。なお、地下水の拡大防止措置等措置完了要件が定められていない措置についても二年間モニタリングまでとします。